13　前項の規定（第三号を除く。）は、中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項第一号	［同上］	
前項第二号及び第四号	中型第二種免許又は普通第二種免許	普通第二種免許
前項第五号	行う教習	行う教習（別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習に限る。）
	中型第二種免許又は普通第二種免許	普通第二種免許
前項第六号	三時限	七時限
	中型第二種免許又は普通第二種免許	普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許
	教習にあっては、一時限	教習にあっては一時限
	減じた時限数）	減じた時限数、現にＡＴ普通第二種免許を受けている者（現に大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあっては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時

14　第十二項の規定（第三号を除く。）は、中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二項第一号	［略］	
第十二項第二号、第四号及び第五号	中型第二種免許又は普通第二種免許	普通第二種免許
［項を削る。］		
第十二項第六号	中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許	普通第二種免許
	ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許	ＡＴ普通第二種免許
	中型第二種免許又は普通第二種免許	普通第二種免許